

○盛岡・紫波地区環境施設組合管理者部局の専決及び代決に関する規程

昭和58年3月31日訓令第1号

改正 昭和62年3月27日訓令第1号

平成4年4月1日訓令第3号（題名改称）

平成19年3月28日訓令第1号（題名改称）

平成27年3月20日訓令第1号

平成28年3月28日訓令第1号

令和2年3月30日訓令第1号

令和3年3月30日訓令第1号

令和3年7月15日訓令第2号

令和7年3月27日訓令第1号

令和7年10月1日訓令第2号

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、管理者部局における事務の円滑な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の専決及び代決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 専決 管理者がその責任においてその権限に属する特定の事項の処理について、所管の機関に意思決定をさせることをいう。
- （2） 代決 管理者がその責任において、管理者又は専決者が不在のときに、その権限に属する事務の処理について、所管の職員に意思決定をさせることをいう。
- （3） 不在 出張又は休暇その他の理由により、決裁又は専決を経ることができない状態をいう。

（専決及び代決の制限）

第3条 この訓令で定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、専決することができない。

- （1） 事の重大又は異例に属するとき。
 - （2） 紛議論争があるとき、又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるとき。
 - （3） 前各号を除くほか、上司において事案を了知しておく必要があると認められるとき。
- 2 代決者は、前項各号に定める事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ指示を受けたときは、この限りでない。

（専決）

第4条 矢巾町副町長の職にある副管理者（以下「副管理者」という。）及び事務局長の専決できる事項は、別表のとおりとする。

- 2 技監の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、技監が置かれない場合にあっては、事務局長の専決事項とする。
- （1） 清掃事業所の文書及び図面等の整理及び保管に関すること。

- (2) 清掃事業所の庁用自動車の運行管理に関すること。
- (3) 清掃事業所の所管物品の管理及び受払並びに不用品の決定に関すること。
- (4) 清掃事業所の需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費及び備品購入費の1件50万円未満の執行に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

3 所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) ごみ収集、運搬及び処理の受託業者との定例的な業務連絡会議に関すること。
- (2) ごみの受入れ及び計量に関すること。
- (3) 清掃事業所の運転及び保守管理に関すること。
- (4) 清掃事業所の納入部品の検収に関すること。
- (5) 清掃事業所の地内の環境整備に関すること。
- (6) 作業日誌に関すること。
- (7) 清掃事業所に関する照会、回答、通知、報告等に関する軽易な文書の処理
- (8) 清掃事業所に関する文書の収発送達及び浄書
- (9) 清掃事業所の郵便の受払
- (10) 清掃事業所の不足料金を課せられた郵便等の受領拒否
- (11) 清掃事業所の施設利用許可
- (12) その他前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

(代決)

第5条 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決する。

2 副管理者が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長（事務局次長が置けない場合にあっては、技監）がその事務を代決する。

4 代決した文書には、代決の表示をするため「代」と朱書しなければならない。

(代決後の処理)

第6条 代決した事項については、速やかに上司の後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日訓令第1号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第1号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 15 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

事務の種類	副管理者の専決事項	事務局長の専決事項
議会		1 提出議案の送付 2 議決事項の通知
例規	例規審査	例規集の整備
事務改善	事務改善計画	進行管理
職員の服務等	1 事務局長の管理職員特別勤務命令 2 事務局長の県内旅行命令及び職員以外の者の旅行命令 3 県外旅行命令 4 県外旅行命令に係る復命 5 事務局長の年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇及び介護時間の承認 6 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認 7 係長の事務引継 8 非常勤職員の任免（会計年度任用職員に限る。）	1 技監等の管理職員特別勤務命令 2 時間外勤務命令及び休日勤務命令 3 当直勤務命令 4 特殊勤務命令 5 週休日及び勤務時間の割振りの指定 6 県内旅行命令 7 県内旅行命令に係る復命 8 県外旅行命令に係る復命（軽易な事項に限る。） 9 職務に専念する義務の免除 10 年次休暇及び特別休暇の承認（特別休暇は7日以内に限る。） 11 遅参早退及び休務の承認 12 分掌事務 13 事務引継 14 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り 15 代休日の指定 16 身分証明 17 非常勤職員の配置
職員の給与等		1 給与等の支給に係る事務 2 所得税の源泉徴収 3 市町村民税及び県民税の特別徴収 4 共済組合等の掛金の徴収
職員の児童手当		受給資格の認定及び給付
職員の研修	研修の計画策定及び実施	
職員の厚生	安全衛生管理	1 健康診断の計画及び実施 2 共済組合等の資格取得等に関する事務 3 被服貸与
文書		1 照会、回答、通知、報告等に関する軽易な文書の処理 2 法令、条例、規則等による事実証明 3 公簿等の閲覧及び謄写 4 公印の保管及び使用

		5 行政情報の公開等の決定 6 個人情報の開示等の決定 7 回議文書の審査 8 文書の収発送達及び浄書 9 文書保存の指示 10 郵便の受払 11 不足料金を課せられた郵便等の受領拒否 12 諸帳簿並びに図面の整理及び保管
庁用自動車		庁用自動車の運行管理
物品		所管物品の管理及び受払並びに不用品の決定
不用品の売却	1 件50万円未満の不用品	1 件20万円未満の不用品
予算編成		1 予算編成資料の収集 2 歳出予算の配当 3 歳出予算執行状況の調査 4 議決予算及び予算配当書写の会計管理者への送付
歳入	1 50万円以上の調定及び収入命令 2 減免	1 50万円未満の調定及び収入命令 2 納入通知書の送達及び督促状の発行 3 手数料徴収方法の決定 4 過誤納金の還付 5 科目更正
歳出	1 委託料、工事請負費、公有財産購入費及び備品購入費の1件1,000万円未満（契約を伴うものに限る。）の支出負担行為及び支出命令 2 食糧費の1件10万円未満の支出負担行為及び支出命令 3 災害補償費、交際費及び前2号以外の1件200万円未満の支出負担行為及び支出命令 4 1件30万円未満の予算流用及び予備費の充用	1 報酬、給料、職員手当等及び共済費の支出負担行為及び支出命令 2 委託料、工事請負費、公有財産購入費及び備品購入費の1件500万円未満（契約を伴うものに限る。）の支出負担行為及び支出命令 3 食糧費の1件1万円未満の支出負担行為及び支出命令 4 災害補償費、交際費、投資及び出資金、積立金、寄付金、繰出金及び前3号以外の1件50万円未満の支出負担行為及び支出命令 5 科目更正
歳計外現金		収入及び支出命令
国県補助金及び交付金等の申請等	1 計画審査 2 支払請求	1 設計審査 2 中間検査
補助事業の執行	1 件200万円未満の補助金の交付決定	1 件50万円未満の補助金の交付決定

決算調製		決算調整資料の収集
財産	1 財産表の作成 2 行政財産の用途又は目的以外の使用の許可（新規のものを除く。）	1 財産管理状況の調査 2 財産の取得又は処分による権利の保存、移転、変更、消滅、分割地目変更等の登記の嘱託 3 登記のために必要な謄本抄本の請求
契約を伴う工事等の執行	1 件の設計等の金額が1,000万円未満の工事等の執行	1 1 件の設計等の金額が500万円未満の工事等の執行 2 調査及び測量のための土地立入 3 工事等に係る材料の検査及び検収
検査等	1 件5,000万円以上の工事等の検査又は検収	1 件5,000万円未満の工事等の検査又は検収